

船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）及び船橋市下水道条例施行規則（昭和50年船橋市規則第42号。以下「規則」という。）に定める排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(指定の基準等)

第3条 指定の基準並びに指定及び指定の更新（以下「指定等」という。）の申請に添付する書類については、別表第1のとおりとする。

2 規則で定める機械器具を有することについて、次の各号のとおりとする。

(1) 機械器具の例は、別表第2のとおりとする。

(2) 営業所に常備するものとする。ただし、営業所と異なる場所に機械器具を格納する倉庫又は資材等置き場（以下「倉庫等」という。）がある場合であって、それが指定等を受けようとする者（以下「申請者」という。）の管轄下にあると市長が認めるときは、この限りでない。

(3) 原則として申請者が所有していなければならないものとする。ただし、他の者の所有であっても、当該申請者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると市長が認めるときは、この限りでない。

3 千葉県内に営業所があることについて、営業所とは、商業登記法による登記をした営業所に限るものでなく、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、当該営業所において受託契約の締結をし、工事の事業を行う等の能力を有しているものをいうものとする。

(指定日及び指定の有効期間)

第4条 市長は、毎月15日（15日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに受理した指定の申請について、指定をする場合は、翌月の1日に指定するものとする。

2 市長は、指定の有効期間の満了する日の 60 日前までに受理した指定の更新の申請について、指定の更新をする場合は、指定の有効期間の満了する日の次の日に指定の更新をするものとする。

3 指定の有効期間は、指定又は指定の更新の日から 5 年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(変更の届出)

第 5 条 変更の届出に添付する書類については、別表第 3 のとおりとする。

(指定等の審査)

第 6 条 指定等の申請及び変更の届出に係る審査は、書類による審査を原則とし、審査の過程で不明瞭な点がある場合は、申請者若しくは変更の届出者への聴取り又は営業所若しくは倉庫等の現地調査によって確認するものとする。

(指定の取消し等処分等基準及び決定)

第 7 条 指定の取消し及び効力の停止（以下「処分」という。）並びに指定工事店に対する行政指導の処分等基準は、別表第 4 のとおりとし、取扱い基準（違反点数）は別表第 5 のとおりとする。

2 市長は、指定工事店による違反行為があったと認められたときは、その違反行為の内容に応じ、当該指定工事店に対し、前項の相当する違反点数を付するものとする。

3 1 の工事につき複数の違反行為があったと認められたときは、その違反点数は、第 1 項の相当する違反点数の合計とするものとする。

4 違反点数は、別表第 4 それぞれの基準に達するまで累積するものとし、基準に達した際に処分等を行う。

5 指定工事店は、自身の違反点数を確認することができる。

6 市長は、処分をしようとするときは、船橋市行政手続条例（平成 9 年条例第 2 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の各号に定める意見陳述の手続きを執らなければならない。

(1) 指定の取消しの場合、聴聞

(2) 指定の効力の停止の場合、弁明の機会の付与

7 市長は、前項の意見陳述の結果を考慮し、処分を決定するものとする。

(処分の通知)

第 8 条 市長は、処分を決定したときは、当該処分を行う指定工事店に対し、船橋市排水設備指定工事店指定取消し（停止）通知書（様式第 1）により通知するものとする。

(違反点数の消滅)

第 9 条 第 7 条第 2 項の規定により付された違反点数は、次の各号のいずれかに該当するとき、消滅するものとする。

(1) 指定の効力の停止を受け、当該処分を満了したとき

(2) 違反点数を付されて以降、新たに違反点数を付されることなく 1 年を経過したとき

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

2 「船橋市排水設備指定工事店の指定取消し等措置要綱」、「船橋市排水設備指定工事店の指定の申請等に係る事務取扱指針」及び「船橋市排水設備指定工事店の指定の申請等に係る審査実施指針」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 指定基準及び指定等申請の添付書類

項目	基準	添付書類
申請者	所在が確認できること。	
	個人の場合	1 住民票の写し
	法人の場合	1 定款又は寄附行為の写し 2 履歴事項全部証明書
	更新の場合	1 指定工事店証の写し
責任技術者	営業所ごとに排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること。	1 責任技術者証表裏の写し (裏面に、営業所名または工事店名記載があること) 2 健康保険証の写し等、雇用関係を証する書類
機械器具	規則で定める機械器具を有すること。	1 機械器具を有することを証する書類 2 機械器具の写真
営業所	千葉県内に営業所があること。	営業所の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
	個人であって住所と異なる場所の営業又は法人であって商業登記のない営業所を申請に係る営業所とする場合	1 営業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書等、事業実態を把握できる書類
	申請に係る営業所と異なる場所に倉庫等がある場合	倉庫等の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
欠格事項	以下の欠格事項に該当しない者であること。	1 誓約書 2 身分証明書
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者	
	業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
更新	指定の更新の場合	1 指定工事店証の写し

備考

- 1 官公庁が発行する書類については、発行3ヶ月以内のものとする
- 2 欠格事項に該当しない者であることに係る書類については、法人にあっては、代表者に係るものとする

別表第2 規則で定める機械器具の例

種別	機械器具の例
管の切断用の機械器具	金切り鋸 等
掘削用の機械器具	シャベル・スコップ 等
埋め戻し用の機械器具	転圧機 等

別表第3 変更届の添付書類

変更事項	添付書類
営業所の所在地	営業所の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
個人であって住所と異なる場所の営業所又は法人であって商業登記のない営業所に変更がある場合	1 営業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書等、事業実態を把握できる書類
営業所と異なる場所の倉庫等に変更がある場合	倉庫等の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
指定工事店の氏名若しくは名称又は住所	
個人氏名の場合	1 戸籍抄本又は戸籍謄本
個人住所の場合	1 住民票の写し
法人の場合	1 履歴事項全部証明書
指定工事店の法人代表者	1 履歴事項全部証明書 2 誓約書 3 身分証明書
専属する責任技術者	
追加する場合	当該責任技術者の 1 責任技術者証表裏の写し (裏面に、営業所名または工事店名記載があること) 2 保険証の写し等、雇用関係を証する書類
登録番号に変更がある場合	当該責任技術者の責任技術者証表裏の写し (裏面に、営業所名または工事店名記載があること)

備考 官公庁が発行する書類については、発行3ヶ月以内のものとする

別表第 4 指定の取消し等処分等基準

番号	処分内容	処分等の基準
1	「注意書」の交付	20 点以上 40 点未満
2	「警告書」の交付	40 点以上 60 点未満
3	3 ヶ月以下の指定の効力の停止	60 点以上 80 点未満
4	6 ヶ月以下の指定の効力の停止	80 点以上 100 点未満
5	指定の取消し	100 点以上又は過去 1 年以内に指定の効力の停止を 2 回以上受けた場合

別表第 5 指定の取消し等の取扱い基準（違反点数）

番号	処分等事由（違反行為）	取扱い基準 （違反点数）	根拠条文	関係法令条文
1	指定の基準に適合しなくなっ たとき	100	条例第 7 条の 8 第 1 項第 1 号	条例第 7 条の 3 第 1 項
2	市長の確認を受けずに工事に 着手したとき	1 件 につき 20	条例第 7 条の 8 第 1 項第 2 号	条例第 6 条第 1 項 規則第 18 条第 1 号
3	工事の契約に当たって、契約金 額、工期その他の必要事項を明 確に示さなかったとき	1 件 につき 10		規則第 18 条第 2 号
4	工事の全部又は主要な部分を 一括して第三者に請け負わせ たとき	1 件 につき 20		規則第 18 条第 3 号
5	自己の名義を第三者に貸与し たとき	1 件 につき 20		規則第 18 条第 4 号
6	下水道に関する法令、条例及び 規則に定めるところに従い適 正な工事の施工を行わなかつ たとき	1 件 につき 20 以下		条例第 7 条の 6
7	変更等の届出をしないとき又 は虚偽の届出をしたとき	1 件 につき 10	条例第 7 条の 8 第 1 項第 3 号	条例第 7 条の 7 規則第 19 条第 1 項
8	施工する工事が、下水道施設の 機能に障害を与えた又は与え るおそれが大であったとき	1 件 につき 20 以下	条例第 7 条の 8 第 1 項第 4 号	
9	不正な手段により指定又は指 定の更新を受けたとき	100	条例第 7 条の 8 第 1 項第 5 号	
10	市に連絡なく、1 ヶ月を超え 3 ヶ月以下の期間で工事完了 の届出をしなかったとき	1 件 につき 1	条例第 8 条第 1 項	
11	市に連絡なく、3 ヶ月を超え 1 年以下の期間で工事完了の 届出をしなかったとき	1 件 につき 5	条例第 8 条第 1 項	

12	市に連絡なく、1年を超える期間で工事完了の届出をしなかったとき	1件につき 10	条例第8条第1項
13	違反点数を付する時点において、過去1年以内に他に違反点数が付されていたとき	過去の違反 点数を加算	

様式第 1

船橋市排水設備指定工事店指定取消し（停止）通知書

年 月 日

（指定工事店） 様

船橋市長 印

貴排水設備指定工事店の指定について、船橋市下水道条例第 7 条の 8 の規定により、次のとおり指定の取消し（効力を停止）することとしたので、通知します。

記

営業所名称

営業所所在地

指定取消し年月日（停止期間）

指定取消し（停止）の理由

以上

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。